

平成 18 年 7 月 18 日

企業会計基準委員会 事務局 御中

年金数理人
神山紀子

企業会計基準公開草案第 14 号「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」
および企業会計基準適用指針公開草案第 16 号「関連当事者の開示に関する
会計基準の適用指針（案）」に対する意見

「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」（以下、「基準案」）において、企業年金が関連当事者に示されていますが、企業年金に携わる立場から、意見を提出いたします。

1. 基準案第 5 項（3） について

- （1）企業年金（会社とは明らかに独立して運営されているものを除く）の定義について
に「（会社とは明らかに独立して運営されているものを除く）」と記載されている点
について、企業と独立して運営されている別法人であっても、関連当事者の開示の趣旨
からみて、開示対象に該当する可能性がある。「明らかに独立して運営」の解釈につい
ては、結論の背景である第 22 項にも明示されていないため、基準の中に説明を示して
いただきたい。

2. 基準案第 22 項について

- （1）自家運用の例示および市場運用の除外について

関連当事者に該当する例示として、自家運用の記載がある。現在の法制化されている
企業年金制度においては、厚生年金保険法に基づく厚生年金基金と確定給付企業年金法
に基づく企業年金基金（以下、「基金」という）において自家運用が認められているが、
運用対象は、株式のインデックス運用や債券運用等に限定されており、基準案第 22 項
の例示のような取引を行うことはできない。

すなわち、自家運用も含め、年金運用の範囲は市場運用等の一般の取引と同様なもの
に限られているため、基準案第 9 項(1)の開示対象外の取引に該当すると考えられる。自
家運用の例示は適切ではないと考えられるため、記載を改めていただきたい。また、市
場運用は基準案第 9 項(1)に該当する旨を明示していただきたい。

- （2）明らかに独立して運営されているものについて

関連当事者の開示の趣旨からいえば、企業年金を別法人として運営していて、母体企
業の役員の関与や母体企業と当該法人との直接取引が開示の対象と考えられる。

基金の場合、一定の範囲で、年金目的以外の事業（福祉事業）を行うことができる。
また、借入金についても厚生労働大臣の承認を受けたときは認められる。このような場
合は、「明らかに独立して運営されているもの」に該当するのかどうか確認したい。

以上